

平成30年度「ふる郷の木づかいプロジェクト」

よかウッドフェスタ開催業務委託募集要領

1 **委託名** 平成30年度「ふる郷の木づかいプロジェクト」
よかウッドフェスタ開催業務委託

2 **開催主旨**

県民に対し、木工工作などの木材とのふれあいを通じて、県産木材の良さやその利用の意義についての理解促進を図るとともに、かけがえのない財産である森林・緑を県民みんなの財産として社会全体で守り育て、未来に引き継いでいくという意識の醸成を図るとともに、「森・川・海はひとつ」の思いを「人がつなぐ」という意識を育て、森・川・海の豊かな自然のつながりを守り、未来につなげるため、森川海人っプロジェクトの一環として、「よかウッドフェスタ」を開催する。

3 **主催** 佐賀県、公益財団法人さが緑の基金

4 **業務内容**

「よかウッドフェスタ」開催にかかる企画・設営・運営の全ての業務

(1) イベント企画

- ア 日 時 平成30年11月4日(日) 10時00分～16時00分(前日準備)
- イ 会 場 屋外 佐賀市 どん3の森 ふれあい広場
- ウ 参加見込み 1,500名程度
- エ 「よかウッドフェスタ」イベントの企画(開催内容、プログラム、参加者、募集方法)
 - (ア) 木とのふれあいイベント(どん3の森ふれあい広場) 1
 - (イ) 各種表彰式(どん3の森ふれあい広場) 2
 - (ウ) 森川海人っプロジェクト関連イベント 3
 - (エ) その他企画応募者の提案イベント(どん3の森ふれあい広場) 4

(2) 準備

- ア 企画会議の開催(3回程度)
- イ イベント出展団体との連絡調整、応募者提案イベント団体との出展交渉
- ウ チラシの作成・配布、新聞等(タウン誌)広告の作成・掲載
- エ 当日マニュアル、シナリオ、パンフレット作成等
- オ 参加者の集計
- カ 参加者の傷害保険加入・看護師の手配
- キ 会場設営
- ク 司会・スタッフ等の手配、事前打ち合わせ

(3) 開催

- ア 当日運営・管理
- イ 記録(写真)
- ウ 来場者へのアンケート実施・集計

1 次表の主催者提案イベントを応募者提案イベントと併せて開催すること。

イベント名	体験	販売	実演・その他	報酬 (報酬が必要な指導者)		材料費	備考
				団体	人数 (程度)		
県産ヒノキのスプーンづくり		-	-	製材業	5	諸資材350千円程度	
木の顔づくり工作		-	-	家具組合	5	諸資材15千円程度	
県産ヒノキのマイ箸づくり		-	-	NPO法人	4	諸資材26千円程度	
森のクラフト体験		-	-	NPO法人	2	諸資材30千円程度	
木楽塾		-	-	家具組合	3	諸資材30千円程度	
山菜おにぎりの販売	-		-	-	-	試食材料費15千円程度	実施者は無報酬の予定
県産原木しいたけの試食・販売	-		-	-	-	試食材料費15千円程度	"
棟上げ実演・もち投げ		-	-	-	-	80千円程度(もち投げ材料)	"
木造塾		-	-	-	-	-	"
佐賀の香りKUSU 脳の若返りスプレーづくり			-	-	-	-	"
竹と木の実を使った部屋飾り		-	-	NPO法人	4	諸資材 20千円程度	
チェーンソーアート	-		-	-	-	丸太、オイル 30千円程度	実施者は無報酬の予定
さかの樹プレゼント	-	-	-	-	-	-	"
県産木材PRコーナー	-	-	-	-	-	-	"
カンナ削り/シール作り		-	-	-	-	-	"
森川海人プロジェクトPRコーナー	-	-	-	-	-	-	"
魚のタッチプール		-	-	-	-	魚等の採取費30千円程度 及び魚等の処分費	"
総合案内所	-	-	-	-	-	-	"
ポップコーン配布	-	-	-	-	-	製造機、材料 50千円程度	スタッフは受託者

・団体によっては、報酬費及び材料費を委託費から支払うこと。

・主催者提案イベントでは、テント(2K×3K:28張)、机(450mm×1800mm:111卓)、パイプ椅子(259脚)、発電機(2kVA:9台)、電工ドラム(30m:11個)、ブルーシート(22枚)、卓上コンロ(3個)、手洗い用水タンク(1台)の使用を予定している。

主催者提案イベントは、現時点では見込みであるため、今後の詳細打合せにより出展者の変更及び材料費の変更の可能性がある。

・過去の受託者においては、エアアーチ、音響設備、立て看板、各コーナー看板、イベント案内板(テント)、司会、看護師、警備員(前日の夜~当日の朝)などを準備している。

2 次の表彰式の会場設営及び司会・運営を行うこと。なお、表彰式は屋外(どん3の森ふれあい広場)となるため、雨天が予想される場合にはテントを設置すること。

- ・「佐賀県森の名手・名人等表彰式」
- ・「佐賀県児童・生徒木工工作コンクール表彰式」
- ・「県下工業高校建築設計競技表彰式」
- ・「さかの優良丸太展示品評会表彰式」

「木工工作コンクール」においては、優秀賞記念品及び参加賞(150千円程度)を支払うこと。

3 森川海人プロジェクトの一環と位置づけて開催するため、関連イベントを行う。森川海人プロジェクトPRにおいて、テント等の資材については主催者で準備するが、テント設営等については受託者で行うこと。また、タッチプールにおいて、タッチプールは主催者で手配するが、漁業者への魚等の採取費(30千円程度)、魚等の処分費については委託費から支払うこと。

4 主催者提案イベントの他に、木に親しみを持てるようなイベントを応募者において開催すること。

・来場者を増やすため、タレントを起用したイベントを開催すること。(有名アーティストによるミニライブなど)

5 **委託期間** (契約の日) ~ 平成30年12月5日(水曜日)

6 **委託予定金額** 3,255千円(消費税及び地方消費税額を含む。)

企画申請書提出の際は、3,255千円(消費税及び地方消費税額を含む)を上限額として見積もること。(見積書の中で、値引きによる調整は行わないこと。)

なお、当該業務は、佐賀県及び公益財団法人さが緑の基金との共催イベントであり、委託者に決定された業者は、契約締結において、委託金額を次のとおりそれぞれに契約を結ぶものとする。

- ・佐賀県 2,555千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限額とする。
- ・公益財団法人さが緑の基金 700千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限額とする。

7 委託業者（企画コンペ参加業者）の資格要件

以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 県内に事業所を置く法人（企業、NPO法人）
- (2) 本業務の趣旨を十分に理解し、法人の定款、規約等に照らして、業務内容が確実に実施できる者
- (3) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされているものであっても、更生計画の認可又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は組織の構成員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 前項のアからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

8 募集方法

県のホームページに企画コンペを実施する旨の案内を掲載する。

9 説明会

当該業務委託の説明会は実施しない。

10 質問の受付

当該業務に関して質問がある場合は、別添（様式4）による質問書を提出してください。

電話、電子メール、口頭での質問は受け付けない。

- (1) 受付期間 募集開始～平成30年8月30日（木曜日）17時15分まで
- (2) 受付場所 佐賀県 農林水産部 林業課 林産振興担当
- (3) 受付方法 持参又は郵送、FAX（0952-25-7283）
- (4) 質問の回答 質問者に対し回答書を送付する。

11 申請書類の提出

(1) 申請書類

- ア 業務委託申請書
- イ 企画提案書（申請した目的・理由、事業計画等）・・・・・・・・別添（様式1）
- ウ 見積書・・・・・・・・別添（様式2）
- エ 法人に関する調書・・・・・・・・別添（様式3）
- オ 誓約書・・・・・・・・別添（別紙）
- カ 法人の定款、規約等
- キ 直近1事業年度の実績報告書及び決算書

(2) 提出期限 平成30年8月31日（金曜日） 17時15分まで

(3) 提出部数 提出部数は1部とする。

(4) 提出方法 持参又は郵送とし、期限まで提出すること。ただし、当日消印有効とする。

(5) 提出先 〒840-8570 佐賀市城内1-1-59（県庁新館10階）
佐賀県 農林水産部 林業課 林産振興担当

(問い合わせ) TEL: 0952-25-7133

FAX: 0952-25-7283

12 審査方法

提出された申請書類を別途設置する審査委員会において、審査項目について公正な審議を行い、最優秀提案者を選定し、その者を契約交渉の相手方として特定する。ただし、評価が一定水準に達しない場合は、契約交渉の相手方として特定しない場合もある。

なお、申請が1事業者の場合でも、審査は実施する。

(1) 審査基準

審査委員会において、下記の審査項目に従って、提出された申請書について評価を行う。

- ア 企画提案内容：当該事業の主旨及びテーマを理解したうえで企画された内容であるか。
- イ 実施体制：関係者と調整し、適正かつ確実に実施する体制を有するか。
- ウ 見積額：経費の積算は、企画内容に対し妥当なものであるか。

(2) 審査結果の通知

申請書を提出した事業者に対し、文書で結果を通知する。

13 その他

(1) 本企画提案に係る経費は、全て応募者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しないものとする。

(3) 企画提案書は、選定作業等、必要な範囲において複製することがある。

(4) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルがないようにすること。

(5) 企画が採用された団体については、県と協議のうえ、佐賀県財務規則等の関係法令の規定に基づき委託契約を締結するものとする。また、佐賀県財務規則第115条の規定に基づき、当該契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。

ただし、同上第3項の各号のいずれかに該当する場合は、その限りではない。

(6) 委託契約を締結した団体については、原則、契約金額の10分の3以内で前金を請求することができる。

ただし、協議の上、前金の額は変更することができる。

(7) 委託契約した団体については、佐賀県及び公益財団法人さが緑の基金の指定する団体と協力し、事業を遂行する。

(8) 当イベントは、エコイベントであるため、別添「エコイベント開催ガイドラインチェックリスト」により取り組むこととする。

(9) この募集に伴い収集した個人情報は、本事業に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはない。なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで、定めている。